

資金管理業務規程（案）のポイントについて

1 総論

資金管理業務規程（案）においては、自動車リサイクル法の規定に基づく以下の資金管理センターの役割を全て網羅。

- ① リサイクル料金等の收受
- ② 預託の証明
- ③ 預託されたリサイクル料金等の管理・運用
- ④ 利息の付与
- ⑤ 自動車製造業者等への払渡し
- ⑥ 中古車輸出時のリサイクル料金等の返還
- ⑦ 剰余金（特定再資源化預託金等）の確定と出えん

あわせて、業務運営の公開性・透明性を確保する観点から、自動車リサイクル法に規定がある措置を当然に網羅することに加えて、各種の取り組みを積極的に行う旨を資金管理業務規程（案）に盛り込んでいる。

2 各論

特に、リサイクル料金等の收受と預託の証明の実務、リサイクル料金等の運用、中古車輸出時のリサイクル料金等の返還実務、業務運営の公開性・透明性確保のための取り組み、の各論についてのポイントは以下のとおり。

（1）リサイクル料金等の收受の方法〔業務規程（案）第3章関係〕

① 新車購入時預託

（自動車リサイクル法施行後販売される自動車は、新車登録・検査時までにはリサイクル料金等の預託が必要）

イ）義務者存在車（リサイクル義務を果たす自動車製造業者等（国内の自動車製造業者及び海外自動車製造業者から直接輸入（契約輸入）を実施する事業者）が存在する自動車）についてのリサイクル料金等の預託

既存の新車販売ルートを最大限活用することとし、新車購入時にリサイクル料金等を預託する仕組みとする。

具体的には、資金管理センターは、自動車製造業者等に新車販売業者等でリサイクル料金等を收受することを委託する。

※資金管理センターにおいては、自動車製造業者等が公表するリサイクル料金情報については、公表された時点で自動車製造業者等から情報提供を受け、把握・保有することが可能となるシステムを構築する予定。

※資金管理法（財）自動車リサイクル促進センターにおいては、リサイクル料金等の收受を委託した自動車製造業者等から出荷情報が送信された時点で、確実にリサイクル料金等の收受がなされるとみなし、リサイクル料金等が預託されたものと認識する。

※現在検討が進められている自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車の登録・検査、保管場所証明、自動車諸税の納税等の各種手続をオンラインで一括して行うことができるサービス）制度開始後においては、自動車製造業者等が完成検査証等情報を国土交通大臣等に送信する際に合わせて預託保証済情報も送信し、当該情報を国土交通大臣等が確認する仕組みとする方向で検討中であるが、これについては、ワンストップサービス制度についての検討にあわせて、適宜のタイミングで資金管理業務規程を改正して対応する方向。

ロ）義務者不存在車（リサイクル義務を果たす自動車製造業者等が存在しない自動車）についてのリサイクル料金等の預託

個人輸入車、並行輸入車などの義務者不存在車の場合は、自動車所有者等からリサイクル料金等の決定に必要な情報とともに預託申請を受け、その後当該情報をもとに再資源化支援部が設定したリサイクル料金について、自動車所有者等が郵便局・コンビニエンスストア等を利用して払い込むことにより預託を受ける。

※具体的な実務イメージは以下のとおり。

○リサイクル料金等の預託申請・設定・通知

- ・義務者不存在車を輸入した者は、FAX又は郵送により資金管理法に預託申請する（リサイクル料金の設定に必要な情報（排出ガス試験成績表の写し等）についての提出も受ける。）
- ・資金管理センターは再資源化支援部へリサイクル料金の設定を依頼。
- ・再資源化支援部によってリサイクル料金が設定され、設定された額を資金管理センターは預託申請者へ郵送等により通知。

○リサイクル料金等の預託

- ・預託申請者は郵便局、コンビニエンスストア等を利用してリサイクル料金等を預託。資金管理センターは、リサイクル料金等が預託された事実を確認した後、リサイクル券及び預託確認用シールを預託申請者に郵送にて送付。

② 継続検査時預託及び中古新規登録・検査時預託

(自動車リサイクル法の本格施行時の既販車のうち継続検査又は中古新規登録・検査を受けるものは、最初の継続検査又は中古新規登録・検査時まで(当初3年間)にリサイクル料金等の預託が必要。実際は、多くの場合、継続検査時等の時点でリサイクル料金等の預託が行われることが想定される。)

3年間の時限措置であることやリサイクル料金の額が個別自動車毎に異なりうるという実態を踏まえつつ、コストの最小化と関係の自動車所有者・事業者の利便(円滑な車検等実務)の観点から実務を構築するため、車検実務の実態に応じて以下の預託方法を採用することとする。

※継続検査時のリサイクル料金等の預託及び国土交通大臣等による預託確認が当初3年間の時限措置とされていることから、必要以上のコストを要して恒久的な収受体制を準備することは極めて非効率。

※各自動車製造業者等及び個別自動車ごとにリサイクル料金は異なりうるものとなっているため、フロン回収破壊法における自動車フロン券のように一律の金額を郵便局・コンビニエンスストア等を活用して収受することが不可能であり、また、リサイクル料金等が記載された振込用紙を個々の自動車所有者に送付することは、未到達となることも多いという点で実効性に疑問があることに加えて、資金管理センターが自動車所有者の氏名・住所等の個人情報入手・保有することは個人情報保護の観点で好ましくない。

イ) 認証整備事業者経由検査等に対応したリサイクル料金等の預託
【資料6-2参照】

資金管理センターは、運輸支局等内又は近傍に専用端末を設けてリサイクル料金の照会及び請求書の発行等に応じ、かつ、資金管理センターが運輸支局等内又は近傍の団体に委託することにより、リ

サイクル料金等を収受する。

- ロ) 指定整備事業者経由検査等に対応したリサイクル料金等の預託
【資料6-2参照】

リサイクル料金等の預託は指定整備事業者等に現車が持ち込まれた時点で行うこととし、リサイクル料金等の収受に必要な業務を資金管理センターが指定整備事業者等に委託する。

この場合、指定整備事業者等は、インターネット経由又はファクシミリ等の手段によりリサイクル料金の預託申請等を行い、指定整備事業者等からの口座引落とし又は郵便局を利用したの払込みやコンビニエンスストアにおける払込みにより、リサイクル料金等の送金を受ける。

③引取時預託

(制度施行時の既販車のうち車検等を受けずに使用済となるもの。構内車、後付装備分は、使用済となって引取業者に引き渡すときまでにリサイクル料金等の預託が必要)

【資料6-2参照】

資金管理センターは、引取業者にリサイクル料金等の収受に必要な業務を委託する。この場合、引取業者は、インターネット経由又はファクシミリ等の手段によりリサイクル料金の預託申請等を行い、引取業者からの郵便局等を利用したの払込みやコンビニエンスストアにおける払込み等により、リサイクル料金等の送金を受ける。

(2) 預託の証明 【業務規程第4章関係】

○資金管理センターは、リサイクル料金等が預託された場合、自ら又は委託により、預託を証明する書面(預託証明書)としてリサイクル券を発行する。

○自動車リサイクル法の本格施行後(正確には1月後の平成17年2月1日から)の新規登録・検査時と継続検査又は中古新規登録・検査時(継続検査と中古新規登録・検査については3年間のみの時限措置)に預託証明がなされない場合には国土交通大臣等は登録・検査を行わない制度であるが、国土交通大臣等による預託確認実務を円滑なもの

とするために、資金管理センターは下記の業務を行い、当該押印又は預託確認用シールの貼付がある書類を国土交通大臣等に提示する預託証明書とする。

①新車購入時預託

イ) 義務者存在車の場合

資金管理センターが自動車製造業者等に委託して、自動車販売業者等によりリサイクル料金等が預託済みである旨の押印を譲渡証明書等に行う（当該押印を国土交通大臣等が確認する）。

ロ) 義務者不存在車の場合

資金管理センターが自動車所有者に対し、自動車通関証明書に貼付する預託確認用シールを交付する（当該シールの貼付を国土交通大臣等が確認する）。

②継続検査時預託及び中古新規登録・検査時預託

資金管理センターが運輸支局等内又は近傍の団体に委託して、リサイクル料金等が預託済みである旨の押印を、継続検査時預託の場合には自動車検査票又は保安基準適合証に、中古新規登録・検査時預託の場合には譲渡証明書に行う（当該押印を国土交通大臣等が確認する）。

(3) リサイクル料金等の運用 【業務規程第5章関係】

- 将来確実に発生する払渡し・返還に対応するため、自動車所有者から預託されたリサイクル料金等を安全・確実な方法により管理・運用する。
- このため、資金管理センターは、自動車リサイクル法において規定された以下の運用方法の範囲内で、運用の基本方針を策定し、これに基づき預託されたリサイクル料金等の運用を行う。
 - i) 国債その他経済産業大臣及び環境大臣の指定する有価証券の保有
 - ii) 銀行その他経済産業大臣及び環境大臣の指定する金融機関への

預金又は郵便貯金

iii) 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

※ 運用の基本方針は、外部機関の知見も活用しつつ将来の経済環境等も踏まえて策定する予定。元本確保を原則としつつ、将来の金利動向の変動や各種リスクを想定して総合的に検討する必要があると考えられるが、次回以降の資金管理業務諮問委員会において具体的な御審議をいただく予定。

- 毎事業年度、運用の基本方針に基づく年度運用計画を策定し、これによりリサイクル料金等の運用を行う。年度運用計画は資金管理業務諮問委員会で審議し、策定後に公表することとする。
- 四半期ごと、年度ごとに、預託されたリサイクル料金等の管理・運用状況を資金管理業務諮問委員会へ報告し、これを公表することとする。
- 運用は自ら又は外部に委託して行うこととし、外部に委託する場合は、委託先の選定について別に理事長が定める調達規程に基づき、原則競争入札の方法によることとする。運用状況については毎月報告を受ける等により、適正な運用を担保する。
- リサイクル料金等の運用利益金をもとに、個々の預託されたリサイクル料金等について、自動車製造業者等からの払渡し請求、中古車輸出時の返還請求又は剰余金（特定再資源化預託金等）の取扱いの承認・認可申請時に利息を付すが、利息算出のために使用する毎年度の利率については、資金管理業務諮問委員会の調査審議を経て、毎年度公表することとする。

(4) 中古車輸出時のリサイクル料金等返還の実務〔業務規程第7章関係〕

○ リサイクル料金等が預託済みの自動車の中古車として輸出された場合には、当該自動車の所有者（主として輸出業者を想定）の返還請求に応じてリサイクル料金等（資金管理料金部分を除く）を返還するが、資金管理センターは、返還に当たり、当該自動車について適切な輸出が確実になされたものかどうか等を確認する。

具体的には、申請者に以下の書類の提出を求めることに加えて、資金管理センターにおいて、国土交通大臣等より輸出抹消登録等の情報

提供を受け、当該情報の有無についても確認を実施することとする。

①適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類

- ・輸出許可書の写し（輸出自動車の車台番号が記載されているもの）
- ・船荷証券の写し（輸出自動車の車台番号が記載されているもの）

②自動車を輸出しようとした時点の自動車の所有者が確認できる書類

- ・改正道路運送車両法で制度化された輸出抹消仮登録証明書（又は輸出予定届出証明書）の写し
（構内車の輸出の場合は輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）が存在しないため、この場合に限り当該証明書は不要。）

※携行品扱いでの輸出手続きの場合など上記の書類が整わない場合には、リサイクル料金等（資金管理料金部分を除く。）の返還は不可能となる。

- 返還申請者には、預託されていたリサイクル料金等から生じる利息についても払い渡すが、資金管理センターが経済産業・環境大臣の認可を受けて定める手数料分を相殺して払い渡すこととする。

(5)業務運営の公開性・透明性確保のための取組み 【業務規程第2章、第9章、第10章、第11章等関係】

上記について、主要なものは以下のとおり。

- 学識経験者、消費者代表からなる資金管理業務諮問委員会を設置し、資金管理業務の実施に関する重要事項を調査審議。
- 事業計画・収支予算の資金管理業務諮問委員会等での調査審議及び経済産業・環境大臣の認可・公表。事業報告・収支決算の資金管理業務諮問委員会等での調査審議及び経済産業・環境大臣への提出・公表。
- 区分経理の実施
経済産業・環境大臣の承認・認可を得た剰余金に係る勘定、それ以

外のリサイクル料金等に係る勘定、その他の一般勘定の3区分で経理を行い、(財)自動車リサイクル促進センターのその他の経理とも区分して整理。

○監査法人による外部監査(会計監査・業務監査)の実施

○広く社会の理解を得るよう努めるための情報公開の実施

理事長が別に定める情報公開規程により情報公開を行う。資金管理業務規程、資金管理業務細則、事業計画書・収支予算書、事業報告書・決算報告書、年度運用計画等を公開するとともに、原則四半期ごとに財務状況を公表する。

○資金管理業務に携わる役職員は、理事長が別に定める倫理規程に基づき公正な職務遂行を行い、職務遂行の公正さに対する疑念や不審を招くような行為を行わない。

○役員、評議員、資金管理業務諮問委員若しくは資金管理業務に携わる職員又はこれらの職にあった者は、資金管理業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

以上